

令和2年第3回笠松町議会定例会会議録（第4号）

令和2年9月23日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者兼 会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
税務課長	田島直樹
企画課長	山内明
環境経済課長	伊藤博臣
住民課長	赤塚暢子
福祉子ども課長	花村定行
健康介護課長	今枝貴子
建設課長	森泰人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	早崎千穂

1. 議事日程（第4号）

令和2年9月23日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 第66号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 第67号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 第68号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第69号議案 令和元年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第6 第70号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 第71号議案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第8 第72号議案 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療機関や介護施設等への公的支援の拡充を求める意見書について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第65号議案から日程第8 第72号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第65号議案から日程第8、第72号議案までの8議案を一括して議題といたします。

第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

先週に引き続き、歳入全般の質疑を行います。

決算書11ページ、説明資料44ページで質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料のほうでよろしくをお願いします。

まず、44ページの町税についてですが、納税義務者1万1,526人ということで、昨年度に比べ、前年度に比べ209人の増というふうに説明を受けたわけですが、人口が減ってきていますよね。8月現在で2万二千百八十何名だったと思いますけれど、そうした中でこの209名というのをどのように評価をされているのかお尋ねします。

同じく44ページの利子割交付金で予算額としては700万円を計上されていましたが、結果が348万3,000円と、全体の予算との関係でいきますと、ここだけが見込み違いなのか、それともどういう原因だったと見られているのかお尋ねします。

47ページになりますが、11款 分担金及び負担金、3目 衛生費負担金、そこに衛生費負担金の中の養育医療費負担金19万5,000円ですが、これはどのような事業だったのかお尋ねします。

12款 使用料及び手数料、3目 衛生使用料で、墓地使用料5件で34万9,000円の収入ですが、町の使用できる墓地数全体の中で現在どのようになってきているのか、場所も緑墓地をはじめ、幾つかあると思いますが、どのような状況になっているのかお尋ねします。

48ページの4目 土木使用料のところ、道路占用料で電柱電話柱等で58件とありますが、新しく町道の認定をしたり、ずうっとそういう形をしてきているんですが、その中で必要な要望のあるところが、必要と見られるところか、電柱の新しいのができたりして街路灯の必要などところなどについてはどのように対処をされているのかお尋ねします。

5目 消防使用料で、消防施設使用料、コミュニティー消防センター使用料等というのですが、これは松枝の第3分団のコミュニティーセンターのところでの学童保育に使われたことなど

の使用料なのでしょうか、お尋ねします。

50ページの2項 手数料ですが、総務手数料の中に総件数があり、そしてその中に公用外件数を省かれた形と出ておりますが、この公用で使われる場合は無料ということだと思いますが、この公用というのはどんな状況のときに公用というんでしょうか、お尋ねします。

52ページ、13款 国庫支出金の中で、委託金、この中に、中長期在留者住居地届出等事務費委託金28万5,000円、それから自衛官募集事務委託金1万4,000円ですが、上の中長期の関係は、笠松校区が4世帯ぐらいで、あと松枝校区と下羽栗校区は百三十何世帯ぐらいの外国人というのがいるわけですが、そういう方たちとの関係もあるのかどうなのか教えてください。

自衛官募集については、私の孫のところにも来ておりましたけれど、どういう手順を取って各戸に配付されて、該当は中学3年生と高校3年生と大学卒業生ですか。そのところも教えてください。

同じく民生費委託金の中に、児童福祉費委託金、特別児童扶養手当事務委託金1,856円掛ける人数とありますけれど、これについての事業を教えてください。

54ページの14款 県支出金、2目 民生費補助金で老人福祉費補助金、地域密着型サービス等整備助成事業というのでは、これは多分、長池にありますいきいき倶楽部の建設のときの補助金ではないかと思えますけれど、どのような老人ホームにこうした県が補助されていくのかお尋ねします。また、どのような内容か、どんな老人ホームになるのかお願いいたします。

同じくその民生費補助金の中に、児童福祉費補助金で、乳児家庭全戸訪問事業51人。これは、この年度に生まれた乳児全体でしょうか、そしてこの訪問事業はどのような形で行われているのかお尋ねします。

56ページ、15款 財産収入の中の土地貸付収入として、職員等の駐車場使用料が約220万円収入されておりますが、これは全ての職員の中の車でいらっしゃる方の駐車料金、町の土地を使ってのということですが、それは幾つかの箇所があるわけですが、駐車場としてきちっと整備されたところをお借りしていただいているのか。もちろん交通費の支給などはあると思えますけれども、この事業をどこまで、続けられるつもりなのか、その点もどのようなお考えでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは2点お答えさせていただきます。

まず44ページ、第3款 利子割交付金についてでございます。

予算と決算額の差ということでございますが、まず予算額につきましては平成30年度の決算額、決算見込額に、県から来ますその翌年度の率を乗じまして予算額を算定しております。

平成30年度につきましては、決算見込みで787万9,000円、そして国から来ました通知により

ますと、前年比92%ということで県から通知がありましたので、予算額につきましては700万円ということで計上をさせていただきました。

実際には、県に納められる利子割額の一部を案分されて交付をされますので、町のほうでどうこうできるというものもありません。県に入ったその利子課税がこれだけの額、予定より少なかったという判断になろうかと思っております。

続きまして、48ページ、第12款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第3目 衛生使用料の墓地使用料についての御質問でございます。

こちら、令和元年度につきまして5件新たに使用したということで34万9,000円を収入しています。長野議員さんが言われました、その墓地の使用できる使用数ということでございますが、93ページを御覧いただきたいと思っております。

こちら、歳出になりますが、上のほうに表がございます。こちらが現在の墓地の区画数、そして使用区画数、未使用区画数ということで、一番右のトータルで212、2年の3月31日現在でありますけど、これだけが使用できるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 使用料及び手数料、土木使用料、道路占用料について、街路灯についての御質問でございますが、街路灯につきましては、設置できるかどうかにつきましては御要望等をいただいたときに現地を確認するのが基本でして、それ以外に80メートル間隔で基本としております。住居が建ち並んでいる場合については40メートル、あとは交差点等についてはその80メートルというのは少し検討させていただくという状況になっております。

また、町道認定に関する街灯でございますが、こちらは町道認定の際には街路灯を設置していただくということを町道認定の条件にさせていただいておりますので、町道認定の際には事業者のほうを設置していただくという条件にしております。

○議長（伏屋隆男君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、5つほどお尋ねをいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず1つ目ですね。44ページ、45ページの町税の中で、納税義務者数が1万1,526人ということで、前年に比べて209人ほど増えているが人口減少に対してどうなのかというような考えでございますが、基本的には新たに就労される方が納税義務者という形での増加ですとか、従来ですと定年されて職を離れられたりする方が、引き続き就労されて納税義務を負っていただける方がいらっしゃるというような認識の下で納税義務者数は増加しているというような分析をさせていただいているところでございます。

続きまして、50ページ、51ページの中の総務手数料の中の、公用外と総件数との差はという

ことで、税務課の例で申し上げますと、公用の部分については他市町村へ転出等をされたときに、国保とか介護保険なんかの賦課資料が必要となります。そういった場合に転出先の市町村から照会があったりですとか、軽自動車税の納税証明書の交付ですとか、法務局等に提出をされる時の評価通知書、そういったものが公用という形で取扱いをさせていただいているものがございます。

戻りまして、48ページ、49ページのところで、消防使用料の中でコミュニティセンター使用料等ということで、この内訳についてお尋ねをいただきました。

放課後児童クラブ等の部分については使用料を徴収いたしておりません。基本的にはコミュニティ消防センターを町内会等の会合で使用された場合ですとか、消防施設に電柱の占用料がございまして、そういったものもこちらで受入れをさせていただいているというものでございます。

次に、52ページ、53ページの総務費委託金の中で、自衛官募集事務委託金についてのお尋ねをいただきました。

こちらの方も、自衛隊法の法令に基づきまして募集事務をさせていただいているものでございまして、広報の掲載ですとか、あと個々の御案内等をさせていただいております。

基本的には、18歳に到達する年度の皆さんを対象に抽出をいたしまして、そのような案内をさせていただいているというような現状になっております。

それから56ページ、57ページのところで、財産収入についてのお尋ねをいただきました。

土地貸付収入の中で職員駐車場等の状況についてということで、代表的なところで申し上げますと、三角駐車場、福祉健康センターの町有地である駐車場等を職員の駐車場として今活用させていただいているというような状況にございます。

また、この費用負担についてですけれども、当初始まりましたのが受益者負担という観点がございまして、こちらについても引き続き職員の一定の負担は求めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 花村福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（花村定行君） それでは、私からは53ページの特別児童扶養手当事務委託金の内容について御質問いただきましたので、回答させていただきます。

特別児童扶養手当につきましては、精神または身体の障害のある二十歳未満の児童を養育している保護者の方に支給されているものでございます。

町としましては、窓口申請に見えたりとか、申請書を県に進達したりという事務を行っておりますので、その事務の委託金という形で1人当たり1,856円、38人分の委託金というものでございます。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 私からは、49ページの養育医療費負担金について、この事業はどのような事業かという御質問でございました。

この事業は、養育のため病院等に入院する必要がある未熟児に対してその養育に必要な医療費の給付を行い、またはこれを変えて養育医療費を支給するものでございます。

この負担金は本人様から徴収する金額なんですけれども、この金額については、町で実施しております乳幼児の医療費で補填されるということで、本人さんの自己負担はなしという形で実施しているものでございます。

55ページ、民生費補助金の中の老人福祉費補助金の丸2つ目、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金でございますが、議員さんが言われますように、いきいき倶楽部の助成金になります。

こちらは、介護施設等を開設する場合の準備金という形で金額が設定してありまして、1人当たり82万3,000円で、この施設が宿泊定員5人ということでしたので、この金額の助成をしているものでございます。

同じページにあります児童福祉費補助金の中の乳児家庭全戸訪問事業でございますが、母子保健推進員さんが地域に16名お見えでして、その方々が出生された方に乳児検診の案内を持って行きがてら御質問とか御相談に応じていただき、その御質問とかがありましたときには保健師にパイプ役としてつないでいただくような事業になっておりますので、そちらの金額と、あと保健師が訪問しておりますので、その雇い上げの金額をここに上げさせていただいているものでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 赤塚住民課長。

○住民課長（赤塚暢子君） 私からは50ページの第12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料の中の各種手数料の関係でございますが、総件数に対し公用外件数、これが窓口で手数料として頂いている件数でございまして、公用といいますと、岐阜地方務局や各市町村から事務に必要な請求がありました際には、法令に基づきまして無料とさせていただいております。

続きまして、第13款 国庫支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金の中長期在留者居住地届出等事務費委託金、こちらにつきましては今笠松町にお住まいの外国人の方を対象にしたものではなく、出入国管理に関する法令によって市町村が処理する在留者や永住者に関する事務、そちらに係る経費ということになります。こちらは国の算定に基づきまして、人件費や物件費、こういったものを請求し、委託金として受け入れております。以上になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） いろいろありがとうございました。

まず財産貸付収入の、職員の関係の駐車場料金ですが、松枝保育所だとかにいらっしゃる方は、今運動公園の中の駐車場になっているのではないかと思うんですが、そういうことは今はどうなっているのか。もちろん町の職員という形にはなっていないからここには出てこないんでしょうけれど、そういう保育士たちの駐車場の関係はどうなっているのかお尋ねします。

長池のいきいき倶楽部の中に、あれは地域密着型何とかと言われているんですけど、その地域密着というのと一般の運営されている老人ホームと違うのか。特にこの場合の5人の宿泊とあるんですが、この長池の老人ホームについての機能や町民との関係ではどうなのか。地域密着と言うときに笠松町の町民のためのものと、そんなふうに思えるのかどうなのかお尋ねします。

今の人口が減っている割に、多分この税金との関係かもしれませんし、また人口をどう見ていくかということとも思います。人口は徐々に減っているのが今の現状だと思いますけれど、その中でも意外に住宅は増えていると思うんです。この現象については誰に聞いたらいいか分かりませんが、笠松町の実際にそういう状況があるような気がしておるんですが、それについてはどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねします。

自衛官の募集の関係ですけど、これは全国どの自治体も委託事業として、先ほどは自衛隊法に基づいてというふうに言われましたが、進めなければならないものなのかどうなのかお尋ねします。

12款 使用料及び手数料のところの公共施設巡回町民バス使用料の関係ですが、この年度で7万8,849人という利用者で、その利用料として735万1,000円ということ。この使用した人数というのは、この年からか障害者の人たちに無料のカードがどのような手続で渡されるのか、それも併せて教えてほしいんです。そのほかに、高齢でも年とともに障害になるような形もあるんですが、そういうことなども対応できるものなのか。それから免許返納に対しての1年間というのもこの年度はあったかなかったか分かりませんが、そういうものを入れた全ての利用された人数が7万8,849人で、できるなら私は決算認定としてはやはりもう少しその辺りをきちっと皆さんにお伝えできるような状況の資料として欲しいし、取りあえずどういう状況か、今の状況を教えてほしいです。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 先ほど55ページの老人福祉費補助金の中のいきいき倶楽部について、その機能とか町民との関係ということをお尋ねでした。

こちらの施設なんですけれども、1階が小規模多機能という施設になりまして、それより上の2階から4階がサービス付高齢者住宅という施設になります。

それで、1階の小規模多機能というところが通常はデイを主に行っていて、通所してみえる方は笠松町民が御利用されているのですけれども、その方がやっぱり在宅に戻るのが心配だな

といったときには5人まで宿泊もできるという施設になります。1階については町民の方のみ利用できる小規模多機能になりますので、通常はデイ、お泊まりをしたいときにはお泊まりもできるという施設になります。

その上の階、2階から4階についてはサービス付高齢者住宅ということですので、町民に関わらずそこに住居を構えていただいてサービスもついているという施設になります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、順にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の財産収入の土地貸付収入の関係で、公社にお勤めの方の駐車場についてのお尋ねをいただきました。

今現在、笠松町職員等の通勤用自動車の保管場所としての土地使用に関する規則を持っておりまして、この中で社協の職員の方ですとか地域振興公社の職員の方も対象となって貸付けをさせていただいている状況でございます。

先ほど事細かにお答えすればよかったですけれども、お尋ねの地域振興公社の方につきましては、中央公民館の駐車場と、総合会館、町民運動公園、子ども館、こちらの駐車場を使用されておりまして、それぞれ勤務状況によりまして2,000円、もしくは1,000円の使用料を頂いているという状況になっております。

2つ目の人口減少に関しまして、人口は減少してはいるけど住宅等は建っているんじゃないかというようなお尋ねをいただきました。

人口減少も緩やかにというか、ほぼ横ばいながらというような認識を持っておりまして、住宅の増加の背景といたしましては、核家族化といいますか、昔は3世代がというような部分から今は核家族化等が進んでおりまして、そういった居住環境の中で新たにその家屋を新築されて住まいを構えられたりされる方もいらっしゃるようになってきて、そういった傾向が強くなってきているのかな、そんな認識の下でこういった現象になっているという認識を持っているところでございます。

3つ目の自衛官募集についてでございますが、こちらは議員さんがおっしゃってくださったとおり法令に基づく法令受託事務と認識をいたしておりますので、そういった判断の下で事務を実施させていただいているというものでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは、48、49ページ、公共施設巡回町民バスの使用料についてお答えをさせていただきます。

障害者の方の免除の規定に関しましては、まず身体障害者手帳につきましては、視覚障害、下肢、体幹、移動機能、免疫の方が1級、または2級の手帳を持ってみえる方、そして心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸は1級の方。療育手帳に関しましてはA1、またはA2を持

ってみえる方、以上の条件の方が使用料免除になります。

その手続きにつきましては、それぞれ手帳をお持ちいただきまして、こちらで確認をさせていただきます。その証書となる無料券、無料で使える券を交付させていただいております。

令和元年度につきましては19名の方がその障害者、療育手帳を持ってきて、無料の該当になってみえる方でございます。

このバスの利用人数7万8,849人は、そういう免除の方も含め全ての方が利用された人数でございます。

運転免許の自主返納者につきましては令和元年10月から実施をしております。令和元年度は71の方に交付をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 先ほど、いきいき倶楽部、2階から4階とお答えを差し上げたんですけど、2階から3階の間違いでした、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○10番（長野恒美君） 地域密着型ってどういう内容ですか、教えていただきたいです。

○健康介護課長（今枝貴子君） 生活密着型施設というのは、笠松町に住民票がある方が御利用される施設ということになりますので、1階の部分については笠松町の住民の方が御利用になれる施設ということになります。2階、3階はサービス付高齢者住宅ですので、笠松町民でなくても御利用は可能です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 公共施設巡回町民バスについては、今後もこの3種類の人数を資料の中に入れてほしいと思います。要望をしておきますので、お願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○6番（田島清美君） 51ページの衛生手数料のところ、犬の登録手数料のところですけど、90件と書いてあるのは今年度犬を飼われて自ら登録をされたという分とと思っているんですけど、これというのは義務になっているのか。

今はペットブーム、コロナ禍なんかでペットを飼って、ちょっともう飽きてきたとか大変とって捨てるというのを、昨今、そういったこともよくニュースなどで見ているんですけど、これは飼ったら登録するというふうで義務化されているのか。下の狂犬病予防等手数料、これは数が違うというのは今まで飼っている人と数が違うというふうで認識しているのか、そ

の辺の説明をお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、50、51ページの衛生手数料の中で、畜犬登録手数料、狂犬病予防手数料についてでございます。

まず、犬の登録の手数料につきましては、令和元年度に新たに新規登録をした方々、頭数が90件ということでこちらに記載をさせていただいております。

この犬の登録につきましては、狂犬病予防法に基づきまして、飼い犬の登録、管理をすることになっており、全員の方が登録をすることになっております。

その下の予防注射の関係ですが、こちらにつきましても予防注射を元年度にした件数が969件ということで、上の犬の登録は令和元年度に新規、注射につきましては令和元年度に注射を打たれてこの注射済証を交付した件数ということで数値的には違ってくるものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） これは例えば犬が亡くなった場合はまたその登録をなしにするとか、人間と同じようになるのか。私は以前犬にかまれたことがあるのですが、たまたまずうっと飼ってみる方で、狂犬病ワクチンを打つのを忘れたと言われた犬でした。それというのは、町として犬は飼っているけど狂犬病ワクチンをその年度に打ち忘れてしまった犬というのは、突き合わせができるというか、そういったシステムというものはあるのかどうか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 亡くなられた場合にはその登録を抹消するというのももちろんしていただきます。注射につきましては役場など、公共施設4か所で5月に集団予防接種をやります。その際に、笠松町に登録をされている犬の飼い主に全てその注射を打ってくださいという御案内をさせていただいております。

受けられていない方につきましては、9月にもう一度その注射の喚起というか、周知をさせていただいているということでございます。

この予防接種につきましても、狂犬病予防法に年1回の予防をする、予防注射を打つということで義務づけられておりますので、基本的には飼い主の責任というものもあっております。町としても2回その通知を差し上げているというところでございます。その注射を打たれていない方に2度目の通知をさせていただいておりますので、2回までは確認をしているというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） この間、東南アジアのほうに行った人が狂犬病で亡くなられたという事例もあります。犬の菌やら猫の菌で敗血症になって亡くなってしまふというのも結構聞きますので、なるべくために、町も行政指導をしていただけるよう要望します。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 決算の説明資料の48、49ページの土木使用料の都市計画使用料の自転車駐輪場使用料の中で、決算額がこれは使用料などで駐輪場を御利用になった方々から頂いた金額が717万8,000円ということになっているんですけれども、予算上では690万1,000円という予算で、実は予算よりも多かったということになっているわけなんですね。

実際のところ、この件数ですね、人数で書いてあるわけですが、延べ人数なので、例えば半年間で月ぎめを借りられた場合、年間だと2回やるということは2人という、そういう計算になっているのかどうか。この3月ということは学校がコロナで休みになった期間も含まれておると思うんですけれども、そういうものの事業所が休みになって使わなくなったとか、そういうものの影響というのはどういうふうに出ているのかお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 土木使用料の自転車駐輪場の使用料に関しての御質問でございますが、こちらにつきましては延べ人数ですので、何人という感じで、その辺は統計までは少し取っておりませんので、その辺については不明でございます。

今後、そういうのも調べてみたいというのは考えております。

それから、2月、3月のコロナウイルス関係なんですけど、これについては減免申請等が6件ほどあったということで、この使用料に関して大きく影響があったとは思っておりませんが、当然、利用者の方は若干その時期は減っていたというふうに理解しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

私、個人的に毎日あそこを走っていますので、あの時期というのは本当に自転車がとまっていなかったです。ほとんどとまっていなかったのです。

ただ、毎日通勤や通学で使われる方で学校などの遠くに通学などの場合、もう例えば3か月とか半年とかというふうに料金を払っておられると、とまっていなくても収入的には何も影響が出ないので、多分今年度の決算にはほとんど現れてこないだろうと思います。返却というよりは読替えという形を取られたほうが多かったと思うので、あまり金額的には出ていないかもしれないんですが、その辺のところを含めて、また歳出のところできっと質問をさせていただきます。

ますので、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） この際、11時20分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

65号議案の歳入について、質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に歳出についての質疑に入ります。

質疑に際しましては、ページ数、項、目、節を述べてください。

第1款 議会費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に行きます。

第2款 総務費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 2款1項の3目 財産管理費で、庁舎施設管理事業、その他施設管理事業とあると思うんですけども、その中で関連なんですけれども、当然、施設に対して雑草が生えていることがあると思いますが、草刈りというのを恐らく予算を取っている施設はあるかもしれません。桜町の防疫組合跡地に関して恐らく予算はなく、職員さんが毎回やられている。年間で言うと6回、7回はやられていると思います。

年に例えば二、三回予算があったとしても、夏になりますとすぐ生えてしまうんですね、雑草が。そういうことを考えまして、例えば、町でボランティアを募るとかはどうか。恐らく桜町の防疫組合跡地ですと、担当が総務課ということだと思うんですけども、総務課の職員さんが毎回来ていただいているということだと思います。

でも、もしかしたら忙しいときってあるかもしれません。そうなると、空いている職員さんがあれば、それも職員さんがボランティアという形で募ってやっていただくという方法がいいんじゃないかと思うんですけども、そのことに関して町長の意見を聞きたい。

2款6項の統計調査費、1目 統計調査費のところなんですけれども、今年は恐らく2020年は大規模調査の国勢調査がある年かと思います。今、統計調査員も回られていると思うんですけども、それに関して、やはり今コロナ禍ということで、5年前との違いといいますか、もしあれば教えていただければと思います。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町有地の草刈りの件についてのお尋ねであります、確かに町では予算を組んで、特に公園等を定期的に行っているわけではありますが、議員御指摘のとおり、特に今年は雨が降ってまたすぐ暑い時期ということで、せっかく刈ってもまたすぐ伸びてしまう。

私もよく運動公園へウォーキングがてら行くんですが、先般も子供たちの遊具の周りがそれこそ子供の膝上ぐらいまで雑草が伸びていて、非常に気になっていたわけであります。かといって、業者に頼みますとやっぱり段取りがある、また天候次第であります。最近、議長も事務局をやってみえます体育協会からも、自分たちのグラウンドとかその周辺、雑草の草刈り、ごみ拾い等をやっていただけという話も聞いております。やはり、皆さんが使うグラウンドや公園ですので、住民協働という視点からでもぜひともお願いしたい。

それにはまず最初に我々職員も率先してやるというような、これは非常に重要なことだと思います。どういうふうな形になるか分かりませんが、聞き及びますところによりますと、職員でつくる親睦会が今年球技大会とか食事会がコロナの関係で中止になって、社会貢献活動しようかと、そういった話も持ち上がっているそうです。

やはり我々職員が率先してそういう地域貢献の活動をすることによって、町民の皆さんのモラル、あるいは社会奉仕の精神も向上するということでもありますので、私自身はぜひともやりたいと、こういう草刈り等も、できることなら自分で刈払機を持って、やったことはないんですが、ぜひともみなと公園や運動公園、あとその他の公園をやる、その気概はありますし、多分ここにいる幹部職員は全員協力してくれるのではないかと、またモニターを聞いています主幹級も幹部会の皆さんもやっていただけるのではないかとというふうには思っております。まずは本当にそういった姿勢を見せるということは大切なので、今後、担当課と協議しながら草刈りボランティアかどういふ形になるか分かりませんが、進めていきたいと思っております。またそういう機会がありましたら議会の皆さんも、御高齢の方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひとも一緒に汗を流してやっていただくと、またこれも町民の皆さんに、ああ、行政も議会もしっかりと地域のために頑張っているなど、そういうPRと言ったら語弊がありますが、活動の披露になると思っておりますので、またぜひとも御協力願えたらうれしいなと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私からは、統計調査費、国勢調査、5年前との違いということでお答えをさせていただきます。

やはり大きく違いますのはこのコロナの感染対策ということで、調査員が非接触調査方法というのを新たに導入をしております。説明等々はできる限りインターホンで、もし対面する場合にはちょっと距離を開け、もちろんマスクをして訪問をするというような方法。回答方法につきましてもインターネットの呼びかけをできる限りするというので、インターネット、前

回の平成27年の国勢調査から始まっております。

前回ですと、笠松町は44%の方がインターネットで回答しておりますので、今回はそれ以上の方にインターネット回答をしていただくような呼びかけということで、大きくその非接触方法、あと回答方法がインターネット、郵送によるというようなところが変わってきているというところがございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

町長の気持ちはよく分かりました。ただ、もう一点お聞きしたいところなんですけれども、ボランティアを例えば募るということで、これは仕事が空いているというときにこの業務内、時間内にやるというものなのか、その時間外のボランティアでやるものなのか。

国勢調査については、コロナ禍ということでよく分かりました。よくその辺を気をつけていただければと思います。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 基本的にはボランティアですので、緊急の場合は時間内にやらざるを得ないと思いますが、時間外、例えば休日等、もちろんこれは強制ではありませんので、気持ちのある人たちがやるという流れで取り組むべき話ではないかと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

よく分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

あと、先ほどの国勢調査の件なんですけれども、1件1件漏れがないように。

これはやはり地方交付税の交付金の算定の根拠になりますので、いないからといって、まあ、いいか、ということではなく、何回も行っていただくというところはしっかりと指導員が調査員に指導いただいて、1件でも多く調査書を回収していただくようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 66ページ、67ページの防災対策費ですが、今、備蓄品はどのような状況に保管してあるのか。

ハザードマップを全町民に恐らく配付したと思いますが、それによりますと水害ということでは相当水が出るような、3メートル、5メートルぐらいのところがありますが、その備蓄の方

法は今どのようになっておるか。それから例えばこの庁舎に水が入れば電源が1階にあれば電源が落ちてしまうということで、その辺のところの対策はどのようになっておるかお聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

まず1点目の防災備蓄品の備蓄方法についてでございますが、基本的には町内の公共施設、主に避難所となっておる施設に重点的に備蓄等を進めるほか、消防団の倉庫でありますとか、各施設にあります備蓄倉庫というようなところに今現在備蓄をさせていただいている状況でございます。

庁舎の関係で発電の部分でございますけれども、庁舎の西側の駐車場にげたを履かせたような形で、庁舎の改修と併せて非常発電装置をちょっと上に上げて設置をさせていただいているというような状況になっております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 66、67ページの2款 総務費、1項 総務管理費、6目 防災対策費でいいかと思いますが、かつて空き家の数は580ぐらいあるということだったんですが、この空き家の調査は毎年行われるのか、それともそれこそ国勢調査のような機会と合わせて行われるのか、まずそれをお聞きします。

[発言する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、空き家の件でお答えをさせていただきます。

以前、空き家の現状を職員が平成28年、平成29年度に調査をさせていただいております。そのときの調査数が487件で、空き家が191件という結果でございました。

それ以降の調査といたしましては、令和2年度、今年度、職員がまず目視による調査ということで町内を回りました。何を見たかといいますと、このまま放置すれば倒壊する恐れがあるもの、そして老朽化等により腐食していて衛生上よくない建物、外見上著しく景観を損なうもの等々、その危険な建物ということで目視調査をさせていただいております。それが85件ということで調査がありました。

この調査につきましては、毎年とかそういうルー的的なものはありませんが、定期的に何年かに一度こういう調査をしまして、その建物の状況等々、その後に所有者を確認したりとか、次の段階へ進むための調査を今年度実施したということでございます。

状況的にはこのような状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

なぜかといいますと、少し前に相談の中の話なんですけれど、独り暮らしの高齢者がいらっしやって、老人ホームに入所されてしまって、あと近所の人たちはどこに連絡を取ればいいのか分からないというのがありました。

これは防災の問題もあるし、こうした老人ホームなどへ行って空き家になるようなときはどこかに連絡を、町としてつかめるような形とかあるといいなということを思っていたんですけど、今は空き家について、建設課だとか経済課のところでやるという以外の位置づけはないままできているというふうに理解していいですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 現在、町で管理しているというか、調査をしているのがその危険な空き家ということで調査をさせていただいております。

今、長野議員が言われました場合、管理がしっかりされている場合には身内なり等がしていただける場合にはそれをお願いをすることになるんですが、本当にその空き家で連絡もないということでありましたら、環境経済課のその空き家対策というところで対応になろうかと思えます。

ただ、その方が老人ホームに入られて空き家になったという情報がうちのほうに入れば確認はできるんですけど、入らない場合にはどうしようもないということでございます。そういう場合がありましたら環境経済課へ連絡をしていただければ確認等々させていただこうと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町長にお聞きしたいんですけど、松枝小学校の東側の警察の交番がありましたよね。それが壊されました。その土地は囲ってあるけれど、先ほどの尾関議員もそうですけど、雑草があので、県が草刈りを年2回とかやられるときにはこちらから申請して、この土地は県のだけどもやってもらえんかという形を言わないと駄目ですかね。

先ほどの空き家にしても福祉の関係とこれから高齢者の介護の関係などで出てくる人の行方というのか、介護保険の関係では笠松町で入所の箇所って、全部確認できるでしょうか。お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員が御指摘された前の駐在所は、たしか松枝南会館を町の施設にするときに交換して県の土地になっていると思います。草がぼうぼうでも勝手に我々が入って

しまうとこれは不法侵入になりますので、機会があれば県にお伝えするところではありますが、なかなか県も町の小さな土地まで多分目が行き届かないと思います。まめにその辺りまとめて県有地等はほかにもありますので、そういったところは予防していきたいなと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 2番目の件は、この防災とは関係のないことなので、福祉のほうで聞いてもらえませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、次に移ります。

第3款 民生費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 今の施設にそれぞれ介護保険などで行かれた場合、どういう把握の仕方ができるのか。

基本的に、介護保険それぞれの受けるその人の家族や本人で選んでどこかへ行くわけですが、町との結びつきはどのような形になるのかお尋ねします。

それから、74、75ページの3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費の中で、老人福祉施設措置負担金で3施設に6人いらっしゃるということですが、この方たちとそれから一般に介護保険で老人ホームに入るのは、基本的に老人ホームで暮らさざるを得なくて生活そのもの全面を面倒見ていただけたところがこの6人がいらっしゃる3施設だと思うんです。また介護保険施設とは内容が違うようですが、これはどういう申請をしていくんでしょうか。たしか、前は3人だったのが増えているように思うんですが、お尋ねします。

76、77ページ、老人福祉費の中で、独居老人緊急通報事業の防災無線の関係ですが、それぞれ個別に無線ラジオを頂いているんですが、今後、このラジオの役割ってとても大事になってくると思うんですが、全体ではどのような状況になっているのか。

防災のところでも聞くべきだったかもしれませんが、まずこのラジオの問題と、そしてこのお年寄りたちに渡されるこの緊急通信装置設置状況の中のことを、どういう状況だったらこの事業に当てはまっていくのかお尋ねします。

〔発言する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 花村福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（花村定行君） 老人施設措置費事業の老人ホームの関係についてお答えさせていただきます。

3施設6人入所という形でございますけれども、こちらの入所の条件は、生活保護の方とか収入が低い65歳以上の老人の方で、入院の加療まではいかない、割かし元気な方で、一部介助

が必要で生活が困難な方となります。判定は入所判定委員会というのがございますので、その判定委員会にかけさせていただいてそこで決定後、こちらの老人ホームに入所という形の中で、そちらに対する措置負担金という形で3施設6人分の負担金を負担しているものでございます。

それから、緊急通報の関係の御質問をいただきました。

対象になる方は順番に要件がございますので、説明をさせていただきます。

まず、65歳以上の単身の生活を営まれる方、あと重度身体障害者、重度の方で単身で生活してみえる方、3例目としまして、65歳以上の方のみで構成されている、寝たきり老人の方も含まれますけれども、そういう世帯の方という形で対象となっております。

こちらの事業、民生委員の方たちが見守り活動をしていただいておりますけれども、そういう中で民生委員の方たちを通じてお申込みをいただいたりという形で御利用をいただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 今枝健康介護課長。

○健康介護課長（今枝貴子君） 私からは、先ほどの老人福祉費の老人福祉施設措置負担金に関連いたしまして、介護施設のことなのですけれども、先ほどの福祉子ども課長が答弁差し上げたように、こちらは比較的元気な方が入所される施設になります。

介護保険施設といいますと、入所施設ということであれば特別養護老人ホームというのがございますが、こちらは生活全般に介護が必要な方ということで、要介護3から5の方が入所される施設になりますので、もともと入所の性質が異なるのかなど。その特別養護老人ホームの入所の方は常時介護が必要な方で、在宅で介護が困難の方というのが入られる施設でございますので、食事とか入浴とか排せつなどの日常生活に介護とか療育上の世話が必要な方という理解をしております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時53分

